10月診療分から

乳幼児医療費 窓口無料化へ

問合せ：こども未来課 ☎33-8721

これまで乳幼児医療費助成を受けるためには、申請手続きが必要でしたが、10月診療分からは外来受診に限り、申請手続きが不要になります（一部を除く）。

10月からの手続き

10月診療分から、熊本県内の医療機関などの外来受診に限り、「健康保険証」と新しい「乳幼児医療費受給資格者証」を窓口で提示するだけで、無料で受診できるようになります。現在、受給資格者証をお持ちの人には、新しい受給資格者証を9月中旬に郵送します。現在お持ちの受給資格者証は、10月以降は使えなくなります。

医療機関などで

①窓口で健康保険証と新しい受給資格者証を提示する

②受診する

③窓口での支払いや申請書記入などは不要です

窓口無料化対象となる医療費

- 県内の医療機関（医科・歯科）の外来診療費
- 県内の保険調剤薬局の薬剤費
- 県内の訪問看護ステーションの訪問看護費
- 市郡内の柔道整復師の施術費（市と契約している施術院に限る）

健康保険証と新しい「八代市乳幼児医療費受給資格者証」の提示がない場合は、窓口無料となりません。

窓口無料化対象とならない医療費

- 入院にかかる費用
- ひとつの医療機関で、ひと月の負担金が2万1千円以上のとき
- 県外の医療機関での受診費用
- 市と契約していない施術院の施術費用
- 治療用装具購入の費用
- 窓口無料の手続きができなかった受診費用

従来どおり、医療費助成申請書の提出をしてください。償還払いになります。

受診したらそのまま帰ってもいいの？

次回受診などの連絡事項や処方箋発行の場合もありますので、各医療機関の窓口で確認してください。

今持っている受給資格者証は使えないの？

10月診療分からは使うことができません。新しい受給資格者証が9月中旬に郵送で届きます。

乳幼児医療費助成制度

就学前の乳幼児が医療機関などにかかった費用を市が助成する制度です。保険適用分が助成の対象となり、次の費用は対象となりません。

- 健康保険対象とならない費用
- 入院時の食事療養費
- 健康保険で高額療養費として支給される費用